

島根県立横田高等学校における

学校いじめ防止基本方針

PEACE ACTION in YOKOTA

令和8年度版

学校いじめ防止基本方針

島根県立横田高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは直接的な暴力に及ぶもの、冷やかしやからかいなどの他にも、情報機器を介したいじめ等も存在し、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自ら命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの解消

- ・侵害行為が3月以上、継続して行われていないこと。
- ・被害生徒の心身の苦痛がなくなっていること。

上記の2つの条件を満たす場合、いじめが解消したとする。

* 侵害行為の認知については、いじめを行っている生徒・いじめを受けた生徒の様子をチームで見守り、チーム内で定期的に情報共有の場を持つ。

* いじめを受けた生徒の心情の理解については、聞き取り役の選定も含めて慎重に行う。

* いじめの解消の判断は、PAを開催し、慎重に判断する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※Peace Projectの設置

* 特別に支援を要する生徒も含めて、特に配慮が必要な生徒については、週に1度のPPにおいて、情報共有やミニケース会の場を持つ。

(R5年度より、生徒指導部と保健部が統合→生徒部)

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※Peace Action の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的組織が求められる。学校生活においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育むことが重要である。

(1) 授業の充実

- ・支持的創造的な学級づくり・安心感の持てる学びの場の充実
- ・主体的・対話的で深い学びを通して、学習者が意欲の持てる授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・個人面談の定期的実施（4月・7月・11月）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 教職員研修の充実

- ・アンケートの分析方法や集団づくりに対する研修
- ・いじめ問題に関わる研修等、年に1回以上実施する。

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインに気づき、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置、周知
- ・面談の定期的実施（4月・7月・11月）

(3) 定期的調査の実施

- ・学校独自のアンケート（生活アンケート）の定期的な実施
- ・学校適応感尺度アセスの実施

(4) 情報の共有

- ・ 報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・ 安全、安心の確保。
- ・ 心のケアの充実。
- ・ 今後の対策についての共同考案。
- ・ 活動場面等の設定による、認め、励まし。
- ・ 温かい人間関係の構築。

② いじめを行っている生徒への対応

「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で、いじめを行っている生徒の内面を理解し、他人の痛みを理解できるよう指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実確認。
- ・ いじめの背景や要因の理解。
- ・ いじめを受けた生徒の苦痛への気付き。
- ・ 今後の生き方の再創造。
- ・ 必要がある場合は懲戒による指導。

(2) 関係者への対応

被害いじめを行っている生徒・いじめを受けた生徒だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分の問題としての捉え。
- ・ 望ましい人間関係作り。
- ・ 自己有用感が味わえる集団作り。

(3) 保護者への対応

① いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるように努める。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

② いじめを行っている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こりうる可能性がある。
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけではなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整
- ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）の要請

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

⑤ 児童相談所との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

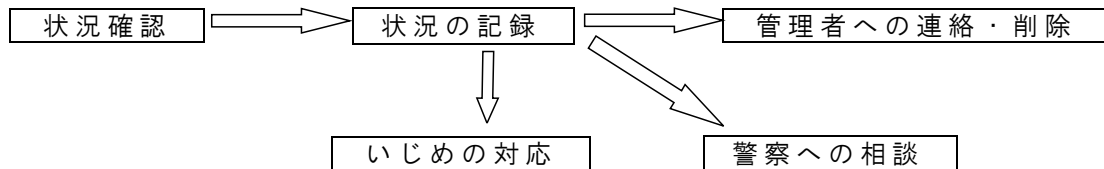
① 保護者への啓発

- ・ フィルタリング
- ・ 保護者の見守り

- ② 情報教育の充実
 - 「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
- ② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- ④ ③の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たるものとする。

(2) 重大事態の判断・決定

上記(1)①～④のいずれかに該当する場合、いじめ防止委員会（Peace Action）にて協議・判断し、職員会議にて決定する

(3) 重大事態時の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、当該重大事態の状況に応じて専門家を加えてすみやかに調査を実施する。また、県教育委員会に指導を求め、必要に応じて、専門的知識及び経験を有した第三者の派遣を依頼する。